

～自立支援教育訓練給付金のご案内～

ひとり親家庭の父または母が就職に有利な資格や技能を修得するために、伊豆市の指定を受けて教育訓練の講座を受講した場合、その経費の一部を支給します。

対象者

伊豆市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次のすべての条件を満たす方

- ① 20歳未満の児童を養育していること
- ② 児童扶養手当を受給している又は同様の所得水準であること
- ③ 職業経験、技能、資格の取得状況などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること
- ④ 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと

対象資格

- (1) 雇用保険法による指定教育訓練講座など

※対象講座はハローワークで『厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧』を閲覧していただくか、厚生労働省ホームページ「教育訓練講座検索システム」
<http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku>で検索してください。

- (2) 市長が地域の実情に応じて対象とする講座

講座の受講開始前に市から受講講座の指定を受ける必要があります。

必ず受講開始前にご相談ください。(講座への申込前に一度ご相談ください。)

支給金額

講座受講のために、本人が支払った受講費用（入学料及び授業料）のうち、それぞれ次の金額を支給します。

- (1) 雇用保険制度の教育訓練給付の支給を受けることができないかた

→受講費の60%に相当する額（一般教育訓練または特定一般教育訓練の限度額は20万円、専門実践教育訓練の限度額は修学年数に40万円を乗じた額で、上限は160万円）

ただし、60%相当額が12,000円を超えない場合は対象外

- (2) 雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができるかた

→受講費の60%に相当する額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

ただし、差し引いた額が12,000円を超えない場合は対象外

手続きの流れ

事前相談 ※講座受講日から14日前まで

↓ ・申請の前に事前相談が必要です。窓口で事前相談をおこなってください。

講座の指定申請 ※講座受講日から14日前まで

- 【必要書類】公募等によって確認できる場合は、省略することが出来ます。
- ・母又は父に係る児童扶養手当証書の写し、年金証書等
 - ・母又は父およびその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（児童扶養手当受給者は不要）
 - ・世帯全員（同一生計を営む者で別世帯登録者を含む）の住民票の写し（続柄記載）
（児童扶養手当受給者は不要）
 - ・世帯全員（同一生計を営む者で別世帯登録者を含む）の前年（1月～7月までの間に申請する場合には前々年）の所得課税証明書（児童扶養手当受給者は不要）
 - ・世帯全員（同一生計を営む者で別世帯登録者を含む）のマイナンバーのわかるもの
 - ・養成機関のパンフレット等（修業年限、取得必要単位等の判明するもの等）
 - ・ハローワークが発行する「教育訓練給付金支給要件回答書（教育訓練用）」

審査

- ・支給決定された方には、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書を送付します。
- ・受講を取りやめた、ひとり親家庭ではなくなった等、支給要件に該当しなくなった場合は、窓口までご連絡をお願いします。

受講

- ・雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給資格があるかたは、次の申請前にハローワークで一般教育訓練給付金の申請をしてください。

自立支援教育訓練給付金の申請 ※講座受講終了日から30日以内まで

- 【必要書類】
- ・自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書
 - ・教育訓練修了証明書
 - ・受講費用の領収書（支払内訳がわかるものも提出してください。）
 - ・ハローワーク発行の「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」
※雇用保険制度の教育訓練給付金を受給できる場合
 - ・金融講座の通帳又はキャッシュカードの写し

給付金の支給

- ・自立支援教育訓練給付金支給決定（却下）通知書」を送付します。給付金は指定の口座に振り込まれます。

〈問い合わせ先〉伊豆市子育て支援課

電話 0558-72-9864

平日 8:30~17:15